

改 正 (案)

現 行

第一条 略

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区	中学校	高等学校			徴収する額
		全日制課程	定時制課程	通信制課程	
分	高等部	幼稚園部	小学部及び中学部	高等部	徴収する額
		二百円	共済掛金の額の十分の五の額	千二百六十円	

区	中学校	高等学校			徴収する額
		全日制課程	定時制課程	通信制課程	
分	高等部	幼稚園部	小学部及び中学部	高等部	徴収する額
		二百円	共済掛金の額の十分の五の額	千二百六十円	